

大和市立大和中学校 部活動活動方針

1 部活動の意義

大和市立大和中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育活動の一環であり、スポーツや文化等に親しませ、責任感や連帯感・自己有用感の涵養等、学校教育が目指す資質や能力の育成をするものである。

また、部活動は異年齢との交流の中で、自分の役割や責任を果たしたり、生徒同士や教職員、外部指導者等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化等に親しみ、社会の中でよりよく豊かに生きるための資質や能力の基盤を育むことを目的とする。

したがって単に体力や技術の向上を目指すことに偏ることなく、公正に行動し、進んで規則を守り、お互いに協力して責任を果たすなどの社会生活に必要な生活態度を身に着け、スポーツや文化等を愛好し、余暇を有意義に活用する習慣を身に着け、体力・気力の充実した心身ともに健康な生徒を育成することを目的とする。

3 活動計画の作成と運営方針

- (1) 部ごとに校長の承認を得た、年間活動計画と目標等を作成し、年度当初の部活動保護者会で説明し、理解と協力を得る。
- (2) 練習日や活動時間等については大和市部活動ガイドライン、大和中学校部活動活動方針に基づき実施する。
- (3) 大和市部活動ガイドラインに沿って休養日を計画的に設けて、生徒に負担がないように配慮する。
- (4) 大会やコンクール前等に朝練習や定期試験前に特別練習を行う場合には、事前に校長に申し出て生徒や保護者の承諾を得る。

4 活動内容

- (1) 学校の教育活動が最優先であるので、影響がないよう配慮して活動する。
- (2) 部活動の意義や目的の達成を目ざした活動に努め、詳細については、日頃の活動や保護者会等を通して生徒・保護者に周知していく。
- (3) 練習計画や大会・コンクール前の特別練習及び試合日程等はできるだけ早めに生徒・保護者に周知する。

5 指導と体制

- (1) 部活動の入部は自由加入とする。(毎年、年度初めに入部届を提出する)
- (2) 部活動は顧問の監督指導のもとで行う。
- (3) 生徒の安全・安心に最大限配慮する。
- (4) 教職員は可能な範囲で部活動の顧問となり、顧問の複数体制を築く。
- (5) 顧問は生徒の過度な負担とならないように適切な指導を計画的に行う。
- (6) 顧問は体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底する。
- (7) 顧問は生徒同士が年齢に関係なくより良い人間関係を築けるように努める。
- (8) 生徒が主体的に活動する部活動の運営を図る。
- (9) 練習終了後など、常に活動場所の整備に努める。
- (10) 使用する用具の安全な取り扱い、管理、点検に努める。
- (11) 校外に移動するときは公共交通機関を利用し、原則、顧問が引率する。
- (12) 部活動顧問会を設置し、活動状況など情報を共有する。
- (13) 部活動顧問会で一週間の活動場所や長期休業の割り振りを決定する。
- (14) 各部で適宜、保護者会等を行い顧問と保護者の協力・連絡体制を築く。

6 活動時間及び活動の有無

- (1) 活動時間は練習内容を精選し、短く効率的な練習内容に努める。
- (2) 最終下校（活動の終了は、最終下校時刻に間に合うように設定する）
 - ① 18：30（夏時間：3月1日～10月31日）
 - ② 18：00（冬時間：11月1日～2月末）
- (3) 活動時間については、原則、上記のとおりである。ただし、例外として、中体連が主催し3年生がかかわる公式戦に向けて特別練習が必要な場合は、校長に申し出て、保護者の承諾を得たうえで、最終下校時刻の30分の延長を認める。その際の参加生徒は、最小限に抑える。
- (4) 定期テスト1週間前から活動停止、ただし、中体連が主催する公式戦等が控えている場合は校長に申し出て、保護者の承諾を得たうえで、特別練習を認める。
- (5) 顧問が出張や長時間の会議等で指導できない場合は、活動を停止する。ただし、顧問の代わりに活動の見守りができる教職員がいる場合は、安全に十分配慮し活動することを認める。
- (6) 一時的に顧問が学校を不在にするときは、指導可能な時間設定をしたうえで、再登校とする。

7 活動日と休養日

- (1) 学期中は、週あたり平日・休日ともに1日以上の休養日を設けることを基本とする。
- 平日 ①朝練習、午後練習どちらか活動すれば1日活動したこととする。
②休養日は朝練習、午後練習ともに活動しない日とする。
- 休日 ①半日の活動日は、休養日を0.5日とする。
②土曜日・日曜日両日1日の活動や大会等に参加した場合は、1か月の中で他の休日に休養日を設ける。
- (2) 長期休業中の休養日も学期中に準じた設定をする。
- (3) 年間を通した休養日
年間を52週と考え、平日・休日ともに、年間で52日以上休養日を計画的に設けること。

8 朝練習

次の場合に限り朝練習を週に2日まで行うことができる。ただし、疲れにより授業に影響が出ることのないよう注意するとともに、生徒の安全や健康に十分配慮する。

- (1) 練習の活動場所や施設が限られている場合
朝練習を行った日は午後の活動時間を短くする。
- (2) 大会やコンクール・演奏会等を控えている場合
中体連が主催する公式戦及びコンクールや演奏会等の2週間前より行うことができる。
- (3) 冬時間（11月1日～2月末）※日照時間が短く、放課後の活動ができない場合
外部活のみ認め、朝練習を行った日は午後の活動時間を短くする。

以上